



令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため **給付金の支給** を実施します！

1. 支給対象者

次の①②のいずれにも当てはまる方

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童 (障がい児の場合、**20歳未満**) を養育する父母等
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、
令和4年1月1日以降の収入または所得が急変し、
住民税非課税相当 であると認められる方

※ひとり親世帯の方は、裏面の【ひとり親世帯の方へ】もご確認ください。

2. 支給対象児童

(※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分の給付金を含む) を受け取った児童を除く)

■ 2004年(平成16年)4月2日から2023年(令和5年)2月28日生まれの児童
(障がい児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降)

▶支給にあたっては、**申請が必要**です。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

受付時間：月～金(土・日・祝日を除く) 9:00～18:00

■ 大和市こども総務課

046-260-5608

受付時間：月～金(土・日・祝日を除く) 8:30～17:00

3. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

4. 支給手続き

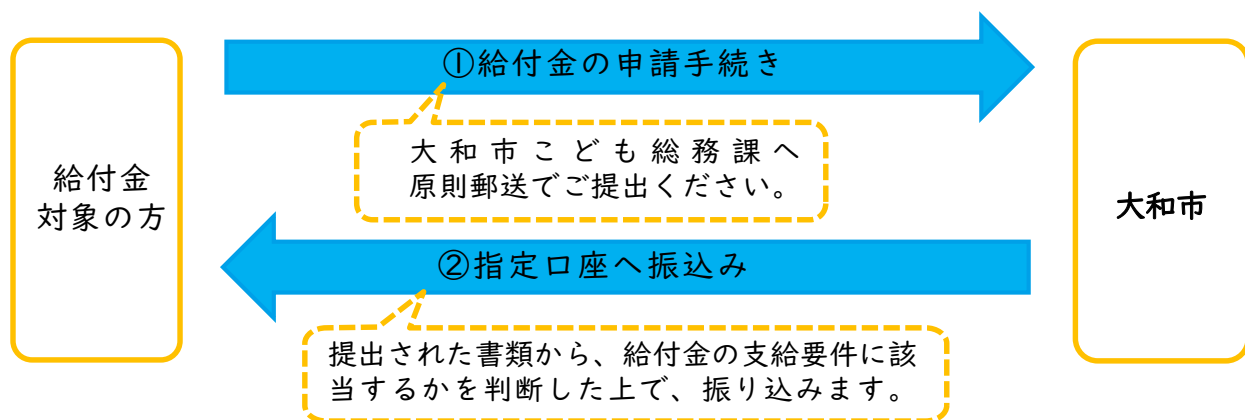
- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大和市役所こども総務課へ**原則郵送**でご提出ください。

【申請期限】令和5年2月28日（消印有効）

- ※ 子育て世帯生活支援特別給付金申請書や簡易な収入（所得）見込額申立書等の様式は、以下のホームページに掲載しております。
必要な方は印刷してご利用いただくか、大和市こども総務課 までご連絡ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/age/C/C00019.html

- ▶ 給付金の支給が決定した方には、後日支給決定通知書を送付し、支給日をお知らせします。



※ 【ひとり親世帯の方へ】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したものの、収入の減少が住民税非課税相当の水準以下であるとまでは見込めなくても、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方は、ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金の対象となる場合もありますので、お問い合わせください。

（※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分の給付金を含む）を受け取った児童を除く）



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。